

産業廃棄物収集運搬業者の方へ

電子マニフェストの導入を支援します

～ ぜひご活用ください ～ (先着順)

福井県では将来にわたり産業廃棄物の資源循環や適正処理ができる安定した処理体制の確保を図るため、収集運搬業者が業務効率化を目指して新たに電子マニフェストを導入する場合、その経費を支援します。

補助
上限

10万円

補助率

補助対象経費の2分の1以内

【申請書受付期限】 令和9年2月10日(水)

- ※ 期限内でも予算額に達した場合は受付終了となります。令和9年2月末までに電子マニフェストの導入が必要です。
- ※ 補助金交付には事前に申請書のご提出が必要になります。

【補助対象者】 福井県内に事業所を有する産業廃棄物収集運搬業者

【補助対象経費】

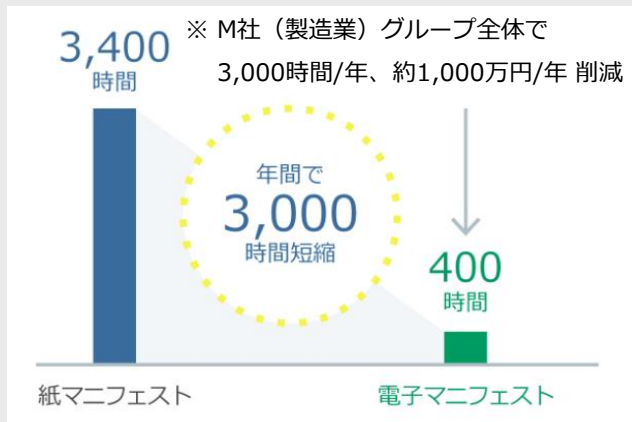
- ・電子マニフェストを利用するために必要なパソコン等電子機器の購入費
- ・電子マニフェストを利用するために必要な基本料金(初回に限る。)



【電子マニフェストの主なメリット】

- ・操作が簡単で手間がかからない
- ・紙マニフェスト(現物)の保存が不要
- ・終了報告送付の手間が減少
- ・登録マニフェスト情報を照会、活用可能 など

補助対象経費、補助要件、申請書の作成方法
などお気軽にご相談・お問合せください。



出典：(公財)日本産業廃棄物処理振興センターHP

【問合せ先・お申込み先】 福井県エネルギー環境部 循環社会推進課 廃棄物対策グループ

TEL 0776-20-0382 / FAX 0776-20-0679 / 〆 junkan@pref.fukui.lg.jp

詳細はこちら。申請書類もダウンロードできます。→

福井県 電子マニフェスト 補助金

